

A decorative border composed of repeating floral motifs, forming a rectangular frame around the central text.

第三回館山市議會定例会會議錄（第四号）

一、 昭和五十六年九月二十六日（土曜日）午前十時

二、 館山市役所議場

三、 出席議員 二十六名

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 一番 | 神田 守隆 | 二番 | 石井 謀 |
| 四番 | 横溝 功 | 五番 | 福原 勤 |
| 七番 | 古賀 礼四郎 | 八番 | 石井 昌治 |
| 九番 | 松下 正己 | 一番 | 林 豊 |
| 一二番 | 栗原 一雄 | 一三番 | 近藤 好雄 |
| 一四番 | 渡辺 昭夫 | 一五番 | 伊藤 幸太郎 |
| 一六番 | 押元 稔 | 一七番 | 黒川 平治 |
| 一八番 | 流山 源次郎 | 一九番 | 石井 輝久 |
| 二〇番 | 石井 武敏 | 二一番 | 吉田 勇治郎 |
| 二二番 | 藤田 益治 | 二四番 | 和田 一郎 |
| 二五番 | 五十嵐 昇 | 二六番 | 伊賀 多朗 |
| 二七番 | 石井 正 | 二八番 | 安澤 徳順 |
| 二九番 | 安西 益男 | 三〇番 | 山口 康 |

一、 欠席議員 一名

二、 出席説明員

一、 出席事務局職員

第一号に同じ

二、 議事日程（第四号）

昭和五十六年九月二十六日午前十時開議

議案第四十四号 財産の取得について

日程第一 議案第四十七号 昭和五十六年度館山市一般会計補正
予算（第四号）

日程第二 議案第四十五号 市道路線の認定について
議案第四十六号 市道路線の廃止について

認定第一号 昭和五十五年館山市一般会計歳入
歳出決算の認定について

認定第二号 昭和五十五年館山市国民健康保険
特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

認定第三号 昭和五十五年館山市と畜場特別会
計歳入歳出決算の認定について

日程第三 認定第四号 昭和五十五年館山市ユースホステ
ル特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

認定第五号 昭和五十五年館山市学童災害共済
事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認定第六号 昭和五十五年館山市水道事業特別
会計収支決算の認定について

認定第七号 昭和五十五年館山市市国民宿舎事業
特別会計収支決算の認定について

日程第四 議案第四十八号 工事請負契約の締結について
日程第五 議案第四十九号 館山市教育委員会委員の任命につ
いて

日程第六 議案第五十号 館山市監査委員の選任について

日程第七 議案第五十一号 館山市固定資産評価審査委員会委員

の選任について

日程第八 議案第五十二号 人権擁護委員候補者の推薦について

開 議 午前十時二十二分開議

○議長（林 豊君） 本日の出席議員数二十六名、これより第三回市議会定例会第四日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付

○議長（林 豊君） 議案を配付いたさせます。

議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長（林 豊君） 日程第一、議案第四十四号及び議案第四十七号の各議案を一括して議題といたします。

総務委員会委員長報告

○議長（林 豊君） ただいま議題となりました各議案は、ともに九月十八日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する総務委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長横溝 功君御登壇願います。

（総務委員会委員長横溝 功君登壇） （拍手）

○総務委員会委員長（横溝 功君） 去る九月十八日開会の本会議におきまして総務委員会に付託されました議案第四十四号及び議案第四十七号につきましては、九月二十一日委員会を開催し、各案件について慎重審議の結果、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の経過及び結果について御報告申し上げます。議案第四十七号昭和五十六年度館山市一般会計補正予算第四号についての質疑は次のとおりです。

まず、米消費拡大推進協議会補助金ですが、この協議会の役割と効果について説明を求めたところ、食糧庁が昭和五十一年度から米の消費拡大についてこの事業を推進しており、県、市町村においても国の補助金により推進を図っている。正確な統計は出ていないが、米の消費拡大は上向いているようだとの説明がありました。

次いで、青柳児童遊園設置工事請負費に関連して、市内全施設の現状についての説明を求めたところ、現在児童遊園地十三カ所子供の遊び場三十五カ所を設置している。児童遊園については市が設置し地元が管理、子供の遊び場は地元が設置し市または館山市社会福祉協議会が補助して遊具の設置、補充を行い、地元が管理している。年三回各施設を点検し、遊具の破損等について地元と協議して補充を行っているが、さらに全施設を点検し、しかるべき措置をいたしたいとの答弁がありました。

次いで、ごみ処理施設建設用地地質調査委託料について説明を求めたところ、現在の施設は一日も早く新施設を建設して欲しい

というような状況にある。衛生センターの隣接地へ建設すべく都市計画法の位置決定の手続等もほとんど終わり、引き続いてボーリングにより地質調査を実施したい。そして五十七、五十八年度で建設する計画を進めているとの答弁がありました。

次に、農免道路整備事業補償費について、本年度の事業の内容買収の状況並びに五十七年度の計画について尋ねたところ、本年度は一期分三百六十三メートル、二期分は八十八メートルを予定している。買収については一期分は終わったが、二期分はまだ残っている部分がある。五十七年度分については県とのヒヤリングが行われておらず事業量は把握していないとの答弁がありました。次いで、水産振興費の並型魚礁設置補助金、アワビ中間育成用築磯事業補助金については、業者選定にあたって慎重な配慮を要望しました。

次に、漁港管理費に関連して、船形漁港は第三種漁港で船が入ってくる岸壁使用料を取っているが、どのような用途に充てられているかを尋ねたところ、県営漁港であり、市では扱っていないとの答弁がありました。

次いで、観光振興基本計画策定事業委託料については、このよりの調査委託が多くなされているが、どのように行政に反映されているか。またこの基本計画策定事業の内容について説明を求めたところ、確かにいろんなコンサルタントにいろんな計画を立ててもらっている。全部完全には実現できないこともあるが、計画それなりに徐々にはあるが実行している。計画策定が多過ぎるという感がないわけではないが、極力有効に使うように努力している。今回の場合は県の新総合五カ年計画で県南の産業育成とい

うことで観光振興が取り上げられ、県の補助金も出ている。初年度は基本計画策定、次年度は実施計画を策定することになっている。実施計画に基づく事業の実施にあたっては補助率三分の一で五千万円の補助がある旨の説明がありました。

次いで、ピーチクリナー車庫シャッター取りつけ工事請負費、ピーチクリナー車庫新築用材料費については、ピーチクリナーを購入したことにより清掃費はどのぐらい浮いたか、購入型式はタイヤ式か、キャタピラ式か、機械が使用できないところはなにかとの説明を求めたところ、ピーチクリナー購入により人件費で半分近くが減額になっている。型式は陸送との関係でタイヤ式のものを購入している。機械の使用できないところは人力で補っておるとの説明がなされました。

次に、河川護岸工事について説明を求めたところ、普通河川については財産管理は知事が国から委託を受けて管理しているが、機能管理については市町村が行っているとの答弁がありました。小さな無名な川の護岸工事が遅れていることを指摘し、今後十分配慮するよう要望しました。

次いで、西岬地区通学路新設工事測量委託料については、統合問題はその後どうなっているか、三月までに道路が完成できるか、国鉄自動車区との話し合いはどうかになっているかについて説明を求めたところ、統合については私どもの接した範囲では、昨年の空気とは違っており、可能ではないかと考えている。道路については統合にあたっての最大の条件は道路をつくりバスを通すことであると考へており、三月までに完成できるよう努力していきたい。国鉄との話し合いについては昨年までの所長がかわって、新しい

所長になつてからは行っていない。コースが変わつたので今回の調査が終わつたら確實なところで行きたいとの説明がありました。以上、本委員会に付託されました議案二件について総務委員会における審査の概要を御報告申し上げ、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 豊君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑を願います。

御質疑はありませんか。——御質疑なしと認めます。よつて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告はありませんでした。討論はありませんか。——討論なしと認めます。討論を終結いたします。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決いたします。採決は一括して行きます。

議案第四十四号及び議案第四十七号についての委員長の報告は原案可決であります。各議案を委員長の報告どおり可決すること御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第四十四号及び議案第四十七号の各議案はいずれも原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（林 豊君） 日程第二、議案第四十五号及び議案第四十六号の各議案を一括して議題といたします。

建設経済委員会委員長報告

○議長（林 豊君） ただいま議題となりました各議案は、ともに九月十八日の本会議において建設経済委員会に付託されたものであります。

よつて、これより各議案に対する建設経済委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

建設経済委員会委員長石井 謀君御登壇願います。

（建設経済委員会委員長石井 謀君登壇）（拍手）

○建設経済委員会委員長（石井 謀君） 去る九月十八日開会の本会議におきまして建設経済委員会に付託されました議案第四十五号及び議案第四十六号につきまして、九月二十一日建設経済委員会を招集し各議案の審査を行いました。その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案の慎重な審査の結果につきまして、それぞれ全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の経過について主な事項を申し上げます。

議案第四十五号市道路線の認定について及び議案第四十六号市道路線の廃止についてですが、この路線の認定及び廃止については、館山市コミュニティ施設予定地内に伴う路線認定と廃止の案件でありますので、一括審査することについて全委員の承認をいただき、審査に入りました。主な質疑応答は次のとおりです。

道路が狭いがどんな理由で認定するのかを尋ねたところ、今回

提案したものはコミュニティセンター予定地内の市道については廃止し、区域内の市道については民地との接続等があるのでその部分だけ市道として残そうとするものであり、言いかえればいままでの市道の内容変更であり、道路法等から起点、終点が動く場合は、残す部分に対して認定して、廃止しようとするものは後から議案として提出して廃止しなさいということで、このような手続をした旨の答弁がありました。

次に、市道認定の場合の道路幅の基準について尋ねたところ、新しく市道とする場合には一応幅員四メートル以上ということで考えている。しかし現在まで市道として認定したものの中には一・四メートル以下のものが百六十五・八キロメートルある旨の答弁がありました。

次に、現在の路線数は何本かに対し、八百五十路線ある旨の答弁がありました。

また、今回廃止しようとする市道の認定はいつ認定されたか尋ねたところ、大正九年四月十日に認定された旨の答弁がありました。

次に、市道は全路線番号で表示されているかどうか尋ねたところ、旧市のものについては番号、旧村のものについては地名と番号で表示されている旨の答弁がありました。

以上、建設経済委員会に付託されました議案について、本委員会の審査の概要を御報告申し上げます。なにとぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。建設経済委員長報告といたします。

○議長（林 豊君） 以上で、委員長長の報告を終わります。

ただいまの委員長長の報告について御質疑を願います。

御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告による討論はありませんでした。討論はありませんか。討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決いたします。採決は一括して行います。

議案第四十五号及び議案第四十六号についての委員長長の報告は原案可決であります。各議案を委員長長の報告どおり可決すること御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、議案第四十五号及び議案第四十六号の各議案はいずれも原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（林 豊君） 日程第三、認定第一号ないし第七号昭和五十五年度一般会計並びに各特別会計決算を一括して議題といたします。

決算審査特別委員会委員長報告

○議長（林 豊君） ただいま議題となりました各会計決算は、と

もに去る九月十八日の本会議において特別委員会を設置し付託されたものであります。

よって、これより本決算に対し決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長伊賀多朗君御登壇願います。

(決算審査特別委員会委員長伊賀多朗君登壇)(拍手)

○決算審査特別委員会委員長(伊賀多朗君) 認定第一号ないし認定第七号昭和五十五年度各会計決算にかかる決算審査特別委員会におきます審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る九月十八日の本会議におきまして本委員会に付託されました決算につき、九月二十二日委員会を招集し、慎重に審査を行いました。

本決算につきましては、すでに監査委員によりまして計数の正確性、予算執行状況の適否等総合的な監査が実施され、その結果計数は正確であり、予算の執行はおおむね所期の目的に沿い適正に執行されている旨の決算審査意見書が付されておるところであります。本委員会としては議会の立場より付託の趣旨を体し、して審査を行いました。

審査にあたっては、提出された説明資料に基づき、市当局の考えをただしあるいは処理状況の報告を求め、さらに今後改善すべき点、検討を要する事項を指摘、要望しつつ審査を行った次第であります。

以下、委員会におきます質疑応答等整理いたしましたし、論議されました主な点について御報告申し上げます。

まず、一般会計歳出第二款総務費であります。防災対策費に

おいてかなりの不用額を生じた理由について説明を求めたところ、委託料及び工事請負費については入札による残であり、貸付金については火災がなく貸付がなかったことが主なものであるとの説明がありました。

防災対策については逐次施設が整備され、充実が図られてきておるところであります。なお一層の努力を要望いたしました。

次に、第三款民生費であります。老人福祉向上の観点から、特に老人福祉費における各施策の実績等について詳細なる質疑がなされました。主なものとしては、敬老祝金については対象者千二百八十三人に対し三千百円の品物を贈った。在宅寝たきり老人等の入浴サービス利用人数は延べ九十三名。老人クラブ加入者六千二百名。老人ホーム収容措置費の算定については生活費と事務費を加えたものが基準になっており、館山養護老人ホーム一人月額約十二万七千円、館山特別養護老人ホーム一人月額約十六万二千円。老人医療扶助費については市の制度として、国の制度に該当しない所得額年百一萬四千元から百五十万円までの者百名を救済したとの説明がありました。

次に、第四款衛生費であります。環境衛生費中安房郡市広域市町村圏事務組合火葬場費負担金が支出されておりますが、火葬場という特殊な施設であることにかんがみ、作業にあたっては服装態度等留意を表すにふさわしいものとされるよう広域圏事務組合への指導方を望みました。

次に、じん芥処理費中臨時職員賃金が支出されておりますが、臨時職員で一番古い者はいつからか、また大変な作業に従事していることから特別に手当等考えられないかと質問したところ、五

十五年四月からの職員が一番古く、また手当については時間的任用ということで現在支給していないが、今後検討するとの回答がありました。

同じく、じん芥処理費中河川及び排水路清掃委託料が支出されておりませんが、これが内容説明を求めたところ、汐入川の下町橋から佐藤病院まで三百九十四メートルの川湖の草刈りを年二回、西原の排水路丸高スタンドから海まで百四十九メートルの清掃、上須賀川百二十メートルの草刈りを行ったもので、いずれも地元青年会に委託したとの説明がありました。さらに地元からの要望があれば管理委託を認めるのかとの問いに対して、同様のものがあれば具体的に出てきた時点で検討するとの答弁がありました。

また、衛生センター搬入道路建設工事請負費のほかに搬入道路建設に伴う空洞充てん工事請負費、法面工事請負費が支出されており、これらについては搬入道路工事施行の過程において出てきたものであるとの説明を受けましたが、一回で済む工事を三回に分けて発注したことは好ましい設計とは言えないので、今後においては十分な調査を行い設計されるよう要望いたしました。

次に、第六款農林水産業費であります。畜産複合地域環境対策事業につきましては、酪農家の環境整備とともに一般農家も大いに期待した事業であります。当初目的どおり運用されているか伺いましたところ、本事業は五十四、五十五年度において農業畜産振興組合を事業主体として実施し、現在組合が主体となり運営されている。乾燥施設、堆肥舎、各種機械等の導入により、従来野積みものが堆肥舎に納められ、乾燥したものは耕種農家との連携により一部販売利用されている。将来とも公害防止に役立つ

し、耕種農家の要望にも沿えるものと考えている旨の答弁がありました。

次に、農地費中水田利用再編対策転換水田整備事業委託料が支出されており、松岡地区で実施し、稲作から他作物への転換を図ったと報告されておりますが、どのような作物への転換を図ったか、またその実績について説明を求めたところ、転作は二・九ヘクタールで、そのうちレタス一・一ヘクタール二百九十一万円、落花生〇・六ヘクタール五十八万五千円、キャベツ〇・五ヘクタール百二万円、大豆〇・七ヘクタール三十万三千円であり、地域性から見てレタスであれば相当の収穫量が見込めると考えているとの説明がありました。五十六年度の当市の転作達成率は一〇〇%を割っている状況にあり、転作は定着されないと考えられるので、確信を持った指導をされるよう要望いたしました。

次に、水産業費についてであります。市は現在いろいろの施策を行っているが、長期的な見通しを持って事業を行っているか、また館山湾の開発について論議されているところであるが、ヨットハーバー等の設置について市の考え方をただしましたところ、築磯、中間育成等については相当長期間を見通して魚礁をつくることにより魚類の繁殖につながると考えて実施している。またヨットハーバーについては現在のところ建設は考えていない。将来的に漁協、漁業者との利益の調整が図られて、漁業者が参加してつくりたいという状況になれば、将来構想として考えてみたい旨の説明がありました。

次に、第七款商工費であります。ヤシ並木の管理については現在までに本会議を初め多くの論議がされてきておるところであり

ますが、本委員会においてもその管理方法、さらに今後の取り組み方について説明を求めたところ、五十五年度までは業者委託をしていたが、五十六年度から管理方法を変え、地元の方たちの協力を得る方法としている。現在までいろいろな対応策を行ってきたが、効果が上らなかつたようにも考えられ、根本的に今後どう対処するか決断の時期に来ていると判断している旨の説明がありました。

次に、第十款教育費であります。放送センターにつきましても、国、県支出金も少なく、市費の多額な投入により運営されていますが、教育効果を上げているか見解を求めましたところ、学校教育、社会教育さらにはコミュニティ醸成にも努力しており、効果を上げている旨の見解が示されました。

次に、小学校費学校管理費中北条小学校の屋根及び出入口戸の補修工事請負費で一千百五十三万余円の支出がされていますが、北条小学校の補修費についてはこれまでも支出されていますが、であり、今後の補修についてどのような検討をされているか説明を求めましたところ、確かに大きな工事費が支出されており、先日も設計者に見てもらっている。トップライトの改修、外部の塗装、防水工事、スチール建具の取りかえ等年次計画を立てて補修をしていかなければならないと考えているとの説明がありました。が、将来において多額の補修費を必要としないよう根本的な対策を立てられることを要望いたしました。

また、幼稚園費中私立幼稚園就園助成金が支出されているが、制度の内容について説明を求めましたところ、公立、私立の授業料の格差が大き過ぎることから国が三分の一補助し、所得の階層

別に三段階に分けて授業料の減免措置を行うもので、幼稚園を通じて父兄に交付するものであり、年間の助成金の額は最高九万円で、内訳は九万円台三名、七万円台三名、四万円台四十五名であるとの説明がありました。

次に、歳入歳出決算事項別明細書の記載方法について、備考欄には支出したものが項目別に記載され、未執行によるものは記載がなく、不用額として一括処理されるため予算書との対比から理解しにくいものが見受けられるので、今後記載方法について検討されるよう要望しました。

次に、一般会計歳入であります。市税については詳細に審査を行いました。特に固定資産税、都市計画税の不納欠損額が例年に比べ多額にのぼっている理由についてたどりましたところ、従来潜在的な欠損額と思われるものについても財源確保の観点から徴収に努力してきたが、本年度税務署、法務局等と連携し、さらに十分な調査を行って徴収不能と判断し、整理したため特に増大したものであるとの説明がありました。

また、固定資産税現年課税分について欠損処分が行われたことにつきましても、会社所有の固定資産につき課税したが、倒産により競売に付された他の所有となったため、やむを得ず税法の規定により欠損処分としたものであるとの説明がありました。

次に、繰越金についてであります。ここ数年存目のみの計上であるが、通常の予算編成のあり方としては三〇程度の繰越金を予想して計上するのが健全な予算編成と思うがとの意見に対し、予算編成にあたっては十一月を基準として歳入歳出の見通しを立てるわけで、当該年度が進行しているので新年度における

超過計上にならないよう現在では存目を計上していると説明がありました。

次に、水道事業特別会計であります。建設工事の概況は事業報告書により報告されており、大きな成果を認めるところであります。特に配水管工事について設計どおり工事が施行されないと漏水等心配されるので、検査方法はどのように行われているかただしましたところ、配水管布設については館山市に水源が乏しいことから極力漏水等を防ぐ必要があります、水圧検査等含め施行監督は十分行っているとの説明がありました。さらに技術者の配置も含めて検査体制の強化、あわせて業者の指名等に当たっても十分検討されるよう要望いたしました。

次に、国民宿舍事業特別会計であります。鳩山荘につきましては全面的な改築を行い、五十五年度から再開したものであります。が、当初の見込みより利用者が減少した理由について、また今後の見通しについて説明を求めましたところ、五十五年度当初二万九千余人の宿泊利用者を見込んだが、経済情勢の変化、冷夏、十カ月間の営業、PR不足等が原因で予定された利用者を下回りました。本年度の七月、八月と昨年を比較すると現状維持の状態である。営業開始して二年目であるので今後徐々に改築の効果が出てくるものと期待され、ある程度の見通しを立てられると思うとの説明がありました。

以上、本委員会におきます審査の概要を御報告申し上げます。が、本決算書を総体的に見ますと、予算議決の趣旨に沿っておおむねその目的を達し得たものと認め、市当局の努力に対し敬意を表するところであります。

今後、なお市当局におかれましては、財源の確保と合理的な予算執行により市民福祉の向上と市勢の伸展を図られるよう希望するものであります。

以上、本委員会は、付託を受けました認定第一号ないし第七号昭和五十五年度一般会計並びに特別会計決算は全員一致をもっていずれも認定すべきものと決しました。

ここに、決算審査特別委員会におきます審査の経過並びに結果につきまして報告申し上げた次第でございます。

満場の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（林 豊君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告について御質疑を願います。

御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討 論

○議長（林 豊君） これより討論に入ります。

通告がありますので発言を許します。

一 議員 神田守隆君御登壇願います。

（一番議員 神田守隆君登壇）

○一番（神田守隆君） 認定第一号、第二号及び第六号に反対の討論を行います。

認定第一号昭和五十五年度館山市一般会計歳入歳出決算の認定であります。五十五年度決算では歳入合計九十一億六千九十七万六千円余、歳出合計八十六億八千二百三十九千円余、差引四億

七千八百九十三万六千円余の黒字、実質収支で四億五千三百万円の黒字という事でございますが、寝たきり老人の入浴サービスの実施など福祉の面で前進を評価すべき点もございまして、市民生活全般から見た場合、多くの問題点があり、この認定に反対をいたします。

第一点は、幼稚園保育料の四四%もの大幅な値上げなど公共料金値上げの一端を担い、市民への負担増を図ったことです。しかもこの結果、実質収支で四億五千三百万円もの大幅黒字を計上していることは重大です。幼稚園保育料を初め中学校統合に伴う通学費の父母負担、保育園の保育料などを引き下げ市民負担の軽減を図るように主張します。

第二点は、自衛隊の基地に伴う交付金の問題です。この歳入額は六千七百七十二万一千円です。これは基地内の土地や構築物などの固定資産税相当分を交付しているもので、その交付は当然のこととあります。むしろ問題なのは、民間であれば当然課税する都市計画税に相当する分が全く交付されないことです。この分は一千三百二十二万六千円になると推定されます。この点を見過ごすことはできません。しかも臨調答申ではこの交付金を支出抑制で一〇%カットが取りざたされておりあります。

最近、ヘリコプターの夜十時以降にわたる飛行もあり、市民生活への影響も重大です。都市計画上の点でも、市経済の発展の上でも基地は障害となっており、自衛隊との共存共栄という市長の態度は支持できません。自衛隊の基地に対して言うべきことは言うという断固たる態度をとるよう強く主張いたします。

第三点は、じん芥処理場を初めとした臨時職員の待遇をめぐる

問題です。ごみ回収に働いている職員は日々雇用であり、したがって日給四千円、月額で約十万円足らずでボーナスなし、共済にも入れないなどの労働条件で働いています。この賃金は標準家庭における生活保護基準を下回っています。これは市みずからが先頭に立って地域の低賃金構造の底固めをしていると言わなければならず、社会政策上重大な問題です。直ちに臨時職員の雇用条件を改善するよう強く主張いたします。

第四点は、就学援助制度についてであります。小学校では八十九名一・六%、中学校では六十一名二・六%と援助を受けている生徒が大変に少ないことです。国は七%を基準に予算作成をしていますが、こうした実態はこの制度の趣旨が十分に生かされていないからであり、対象児童の把握について教育委員会の責任が明確になっていないからであります。この点十分に検討し、対象児童の把握を正確に行う体制の整備を含め、就学援助制度の定着を図るべきであります。

以上の点を特に強調し、この決算の認定に反対をいたします。次に、認定第二号昭和五十五年度館山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

現在、国保税は市民にとって大変に重い負担となっております。こうした事情は、たとえば収入未済額が一億九十九万九千円と一億円を超えたこと、また調定に対する収入率が年々低下していることなどに端的に示されています。国保加入者の負担で国保の財政調整基金の積み立てを急ぐあまり、国保加入者に過大な負担をしいる結果となり、収入未済額が増大し、調定に対する収入率が低下しています。これでは負担の公平という原則もくずれてしま

います。基金の取りくずしや一般会計からの繰り入れなどをして負担の軽減を図るべきであります。また臨調答申では国の負担を地方自治体と加入者に転嫁しようとしています。こうしたねらいをやめさせなければなりません。これらの点を強く主張し、この決算の認定に反対をいたします。

最後に、認定第六号昭和五十五年度館山市水道事業特別会計收支決算の認定についてであります。

平均三九〇という大幅な水道料金値上げの決算であります。当然営業利益は増大し、黒字に転化しましたが、赤字のつけを料金の値上げで市民にまわしたわけで、この決算の認定には反対をいたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（林 豊君） 以上で、一番議員君の討論を終わります。

以上で、通告者による討論を終わります。

通告をしない議員で討論はございませんか。——討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決いたします。採決にあたりましては分割して採決いたします。

まず、認定第一号昭和五十五年度一般会計決算について起立により採決いたします。

認定第一号についての委員長報告は認定すべきであると認めるものであります。委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君

の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 豊君） 起立多数であります。よって、認定第一号昭和五十五年度一般会計決算は認定することに決しました。

次いで、認定第二号国民健康保険特別会計決算について起立により採決いたします。

認定第二号についての委員長報告は認定すべきであると認めるのであります。委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 豊君） 起立多数であります。よって、認定第二号国民健康保険特別会計決算は認定することに決しました。

次いで、認定第三号ないし認定第五号の各特別会計決算について一括して採決いたします。

認定第三号ないし第五号についての委員長報告は認定すべきであると認めるのであります。委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、認定第三号ないし第五号の各特別会計決算はいずれも認定することに決しました。

次いで、認定第六号水道事業特別会計決算につき起立により採決いたします。

認定第六号についての委員長報告は認定すべきであると認めるのであります。委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君

の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 豊君) 起立多数であります。よって、認定第六号水道事業特別会計決算は認定することに決しました。

次いで、認定第七号国民宿舎事業特別会計決算について採決いたします。

認定第七号についての委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 豊君) 御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

継続審査について

○議長(林 豊君) この際、申し上げます。

去る九月十八日の本会議において総務委員会に付託されました請願第三号農地固定資産税に関する請願書及び請願第四号臨調答申に反対する意見書の提出を求める請願書について、委員長から会議規則第七十五条の規定により閉会中の継続審査とされたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。各請願書を委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 豊君) 御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

議案の上程

○議長(林 豊君) 日程第四、議案第四十八号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

(書記朗読)

議案の内容説明

○議長(林 豊君) 議案の説明を願います。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 議案第四十八号工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

船形小学校防音改築工事第二期内装にかかわる指名競争入札において落札に至りませんでしたので、最低の価額をもって入札をした者から見積書を徴した結果、一億六千九百五十万円をもって荒井建設株式会社と随意契約により工事請負契約の締結をしようとするものであります。

工事内容といたしましては、昭和五十六年七月三十一日に躯体工事が完成いたしましたので、今回はその第二期工事として二千七百四十四平方メートルの内装工事を実施しようとするものであります。工期は昭和五十七年二月二十八日までとするものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(林 豊君) 説明は終わりました。

御質疑を願います。

御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（林 豊君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略直ちに採決すること
に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（林 豊君） よって、これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案
どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（林 豊君） 日程第五、議案第四十九号館山市教育委員会

委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案の内容説明

○議長（林 豊君） 議案の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 議案第四十九号館山市教育委員会委員の任
命について提案理由の説明を申し上げます。

館山市教育委員会委員であります山口武重君が昭和五十六年九
月三十日をもって任期満了となりますが、同君は人格、識見とも
にすぐれており、教育委員として適任と考え再任いたしたく存じ
ますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 豊君） 説明は終わりました。

御質疑を願います。

御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質
疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（林 豊君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思ひます。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付
託を省略することに決しました。

討 論

○議長（林 豊君） これより討論を行います。

○一番（神田守隆君） この教育委員の選任の問題であります
が、これまでも私はたびたび指摘してきたわけですが、教育委員は教
育問題にたずさわるわけで大変重要な役職であります。同時に住
民の意向こうしたものを正しく反映するというものでは、現在の

選任の仕組みこれは住民の意向を反映した公選制による制度に改めなければならぬ。こういうような考えを持っているわけであり
ます。

こうした点で、東京の中野区では準公選というよりな住民の意向を反映するよりな仕組みをつくっているわけでありすが、こうした内容を館山市においても十分検討し、そうした方向での前進が図られるべきであるという点が第一点。

それと、第二点目として、西岬の学校の統合問題の経緯を見るときに、十分に住民の意向が教育委員会の中で反映されていたとは言いがたいということで、今度の人選にあたってその再任というのとは私としては同意できない。こういうことであります。

以上で、反対をいたします。

○議長（林 豊君） 他に討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決いたします。採決は起立により行います。

教育委員会委員の選任について同意を求めめる件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 豊君） 起立多数であります。よって、本件はこれに同意することに決しました。

議 案 の 上 程

○議長（林 豊君） 日程第六、議案第五十号館山市監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議 案 の 内 容 説 明

○議長（林 豊君） 議案の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 議案第五十号館山市監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

監査委員の中で知識経験を有する者から選任する委員といたしまして斎藤一男君が昭和五十六年十月一日をもって任期が満了いたしますので、後任といたしまして鈴木重司君が適任と信じますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 豊君） 説明は終わりました。

御質疑を願います。

御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委 員 会 付 託 の 省 略

○議長（林 豊君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付

託を省略することに決しました。

討 論

○議長（林 豊君） これより討論を行います。

○一番（神田守隆君） 監査委員の選任についてであります。この鈴木重司さんにつきまして、行政上の経験こうした点で経験がないということ、この監査委員というのは大変重要な役職で、地方公共団体の財務管理または事業の経営管理について専門的な知識経験を有する者ということで、私は特に行政経験こうした見識なりが大変重要な意義を持っているという点で、その点で大変不安を持つわけがあります。

しかも、この選考の経過について複数の、あるいはもっと多くの候補者について十分に選考した経過がないというようなこともあるわけで、この選考の経過についても了解できませんので、この監査委員の選任に反対をいたします。

○議長（林 豊君） 他に討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決いたします。採決は起立により行います。

監査委員選任について同意を求める件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 豊君） 起立多数であります。よって、本件はこれに

同意することに決しました。

議 案 の 上 程

○議長（林 豊君） 日程第七、議案第五十一号館山市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案の内容説明

○議長（林 豊君） 議案の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 議案第五十一号館山市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

館山市固定資産評価審査委員会委員であります福島信治君が昭和五十六年十月五日をもって任期満了となりますが、最適任者でございます同君を引き続き選任いたしたく存じますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 豊君） 説明は終わりました。

御質疑を願います。

御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（林 豊君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略直ちに採決するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 豊君) 御異議なしと認めます。

採 決

○議長(林 豊君) これより採決いたします。

固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 豊君) 御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

議 案 の 上 程

○議長(林 豊君) 日程第八、議案第五十二号人権擁護委員候補者の推薦についての議題といたします。

議案の朗読を願います。

(書記朗読)

議案の内容説明

○議長(林 豊君) 議案の説明を求めます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 議案第五十二号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

目下、欠員中の人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第六条第三項の規定により森信次さんを最適任者として御推薦申

上げたいと存じますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(林 豊君) 以上で、説明は終わりました。

御質疑願います。

御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長(林 豊君) お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 豊君) 御異議なしと認めます。

採 決

○議長(林 豊君) これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 豊君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

閉 会 午前十一時二十分閉会

○議長(林 豊君) 以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。よって、これにて第三回定例会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

- 一、議案第四十四号ないし議案第四十七号
- 一、認定第一号ないし認定第七号
- 一、継続審査について
- 一、議案第四十八号ないし議案第五十二号

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

林

豊

館山市議會議員

松

下

正

己

館山市議會議員

伊

賀

多

朗

